

視点

特許は技術の実用化を妨げるか？

弁理士
長谷川 芳樹

特許制度は法律により作られた社会の仕組みであり、それ自体でモノ作りがされることはない。逆に、特許があるとモノ作りが規制される場合がある。

そういうところから、企業の開発・設計現場の技術者の“本音の声”として、しばしば「特許は技術の実用化を妨げる」という感想や意見を聞かされる。このような声に率直に答えることは、知的財産の仕事に従事する者に課された社会的役割である。

弊害体験

メーカーに勤務する旧知の友人と話したとき、特許の“弊害体験”を聞かされた。

「新製品の開発に取り組もうとしたら、特許があったので製品化を断念した。特許は技術の実用化を妨げ、技術の進歩を阻害する」

なるほど、特許は発明の独占実施権を本質とするから、そのような“弊害”が生じる場面もあるだろう。

更に詳しく話を聞くと、友人氏の会社では市場規模が拡大してきた電子機器について、競合会社の製品の一部を改良しつつ、競合品よりも安価とした製品の開発を企画した。競合の先発メーカーは何年も前に製品を開発し、その後も

改良を重ねてきたが、最近では急速に市場規模は拡大しているという。そして、この先発メーカーは基本特許を初めとして多数の特許を取得しているという。

要するに、先発メーカーが作り上げた市場に安価な改良品で参入しようとしたら、特許でガードされていたので断念した。このような後発メーカーの新規参入を排除する特許制度は、技術の実用化を妨げ、技術の進歩を遅らせる、というのが友人氏の弁である。

受け入れられなかった説明

特許の本質は、特許された発明を独占する権利であるから、特許の権利範囲に含まれる後発品の実施は阻止される。仮に後発品が技術的に優れていたとしても、特許権に抵触する以上は勝手に実施できない。

この点のみを見ると、特許は技術の実用化を妨げるものに成り下がるのであるが、後発品の技術が本当に優れたものであれば、それは利用発明として特許化すれば良い。そうすれば、裁定による通常実施権も求め得る。また、先発メーカーが使いたくなるくらいに優れた改良なら、先発メーカーとクロスライセンスに持ち込んで実施することもできる。

このような趣旨で友人氏には「特

許は技術の実用化を妨げたりしない」と説明したが、納得できない様子だった。そして、新しい技術は「社会の共有財産として、誰でも使えるようにすれば良いだろう」という。

苦勞した者は報われるべき

そこで、今度は言い方を変えて、逆に友人氏に質問した。

「君が先発メーカーの発明者だったと仮定しよう。自分たちが知恵を出して開発して、苦勞して新製品を出して、やっとのことで市場を作って、これからガッポリ稼ぐぞ、と意気込んでいたら安価な模倣品が出回ってきた。このとき、君は許せるかい？」

友人氏が、この説明に納得したのは言うまでもない。先行の発明者に特許という独占権を与え、開発に要した労力や費用に報いる、というのは公平の観点から誰にも納得できることらしい。

独占の利益によるインセンティブ

特許権者は発明を独占的に実施できるから、実施による利益が出たときはこれを独占できる。自ら実施するときは自らの事業による利益として、他人にライセンスしたときは実施料として、特許によ

る利益を独占できる。

実施されない「外れ特許」のときは何ら利益をもたらさないが、実施された「当たり特許」のときは相応の利益がもたらされる。この「当たり」が大きな当たりであるときは、特許による独占の利益も膨大になる。

この独占の利益は、発明行動に対する強力なインセンティブとなり、発明者をして困難な開発研究に立ち向かわせる。また、発明者を擁する企業に対しては開発投資の意欲を高める。結果として、次々と新技術が累積的に開発されることになり、社会全体として技術の進歩が達成される。

つまり、独占利益に起因する発明意欲の増進が技術の飛躍的進歩をもたらし、ひいては物質文明を豊かにして人類の幸福を築いている。「特許は技術の実用化を妨げる」というのは、木を見て森を見ない議論であり、この説明をすることで、友人氏は全面的に納得したようだった。

改めて思う、リンカーンの言葉

月並みではあるが、エイブラハム・リンカーン（南北戦争当時の米国大統領）の次の言葉は、このことを鋭く言い当てている。

「特許制度は、新しい発見や新しいモノ作りの発明や工夫の天才に対して、利益という燃料を追加した」

特許権による独占の利益が発明者や開発者の発明意欲を鼓舞し、これが新たな技術開発を次々ともたらしていくという意味において、特許は決して技術の実用化を妨げるものではなく、技術の進歩を促進させる役割を果たしている、ということ、知的財産の仕事に従事する者として説いていきたい。

以上

